

松山大学における修学指導の運用に関する細則

2022（令和4）年8月10日制定

（目的）

第1条 この細則は、松山大学におけるGPA制度取扱要領第9条に規定する修学指導の運用に関する事項について定める。

（修学指導）

第2条 年度GPAにより「1.0未満」となった学生には、心身の不調等のやむを得ない理由がある場合を除き、指導教授の面談等による修学指導を行う。ただし、修学指導の方法については、各学部において、別に定めることができる。

2 2回修学指導の対象となった学生には書面にて「注意」、3回修学指導の対象となった学生には書面にて「警告」を行う。

（退学勧告）

第3条 4回以上修学指導の対象となった者には、進路変更等の検討を促すために、「退学勧告」を行うことがあり、当該学生の所属学部は、その妥当性を審議し、その結果を学長に報告する。

（退学勧告の実施）

第4条 学長は、前条に基づく審議により「退学勧告」が妥当と認められた学生に対して、書面にて「退学勧告」を行う。

（修学継続意思確認書）

第5条 「退学勧告」を受けた学生に対しては、指定の様式による修学継続意思確認書を学長に提出するよう求めるものとする。

（事務）

第6条 この細則に関する事務は、教務部教務課が行う。

（改廃）

第7条 この細則に関する改廃は、教学会議の議を経て、学長が決定する。

附 則

この細則は、2022（令和4）年8月10日から施行する。